

特記仕様書

(適用及び定義)

第1条 本仕様書は、西原町が発注する測量調査等業務委託に適用する。

2 本業務は、沖縄県土木建築部制定の「測量業務共通仕様書」(令和4年7月)及び「西原町公共測量作業規定」(平成21年10月)に基づき実施しなければならない。

(業務目的)

第2条 西原東こども園(仮称)の新園舎整備予定地における用地の現況及び境界等を測量により明らかにし、新園舎整備用地の確定に必要な資料等の作成及び調査を目的とする。

(履行場所及び期間)

第3条 本業務の履行場所は、沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅地内とする。

2 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年6月28日までとする。

(図書等の貸与)

第4条 発注者は、受注者に対し、業務に必要な用地測量調査成果図書等の関係図書を貸与するものとする。

(業務内容)

第5条 業務内容は次のとおりとする。

(1) 基準点測量

① 4級基準点 N=5点

(2) 水準測量

① 4級水準測量(レベル等による) L=0.25km

(3) 用地測量

① 作業計画 N=1式

② 現地踏査 N=1式

③ 公図等の転写 A=0.52万㎡

④ 土地の登記記録調査 A=0.52万㎡

⑤ 公図等転写連続図作成 A=0.52万㎡

⑥ 地積測量図転写 A=0.52万㎡

⑦ 復元測量 A=0.36万㎡

⑧ 境界確認 A=0.36万㎡

⑨ 土地境界確認書作成 A=0.36万㎡

⑩ 補助基準点の設置 A=0.36万㎡

⑪ 境界測量 A=0.36万㎡

⑫ 用地境界仮杭設置 A=0.23万㎡

⑬ 境界点間測量 A=0.36万㎡

- ⑭ 面積計算 $A=0.23 \text{ 万m}^2$
- ⑮ 用地実測図原図作成 $A=0.36 \text{ 万m}^2$
- ⑯ 用地平面図作成 1/500 $A=0.36 \text{ 万m}^2$
- ⑰ 土地調書作成 $A=0.36 \text{ 万m}^2$

(4) 現地測量

- ① 1/500 $N=一式 (A=0.0036 \text{ Km}^2)$

(5) その他

- ① 打合せ協議 (3回)
- ② 電子成果品作成等

(提出書類)

第6条 受注者は契約締結後、業務委託契約書等に記載のあるものの他、次に掲げる書類を作成し、発注者に提出するものとする。

(1) 業務着手時

- ① 業務着手届
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者等通知書

(2) 業務完了時

- ① 業務完了届
- ② 業務成果物引渡書
- ③ その他必要書類

2 受注者は、請負金額が100万円以上の業務について、契約時又は契約変更時において測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了・訂正の時に、業務実績情報として「業務カルテ」を作成するものとする。その後、発注者の確認を受けた上、契約締結後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

(業務遂行上の遵守基準)

第7条 受注者は、業務の遂行に当たって、その精度を高めるために最大限の努力を払い、与えられた条件を満足し、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を提出しなければならない。

2 受注者は、本業務に係る一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用したりしてはならない。また、みだりに地元住民の感情を刺激することのないよう言動に十分注意しなければならない。

(現地踏査)

第8条 受注者は、業務の着手に先立ち、業務区域の現地踏査等を行い、現地の状況を十分に把握するものとする。

(立入り及び立会い)

第9条 受注者は、測量及び調査等のために権利者が占有する土地等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、土地等の権利者から立入りの同意を得ることができないときは、遅延なく発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

(身分証明書の携帯)

第10条 受注者は、発注者から測量及び調査等に従事する者の身分証明証の交付を受け、業務に従事する者に携帯させなければならない。

2 測量及び調査等に従事する者は、権利者から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明証を提示しなければならない。

3 受注者は、業務が完了したときには、速やかに当該身分証明証を発注者に返納しなければならない。

(検査及び訂正)

第11条 受注者は、発注者立会いにより、成果品の照会及び書類検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査の結果、成果品に不備又は手直しの必要が生じた場合、調査職員の指示に従い受注者の責において訂正しなければならない。

(成果品)

第12条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 測量成果簿
- (2) 土地境界確認書
- (3) その他、用地測量業務に関する報告書
- (4) 電子データ CD-R
- (5) その他発注者が指示するもの

(安全性の確保)

第13条 本業務の実施に当たって、道路交通法等の関係法規を遵守し、交通状況を十分に把握して技術者は基より、第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。また、万が一、本業務に起因して第三者に危害を与えた場合は、受注者の責任においてこれを解決すること。

(疑義事項)

第14条 本特記仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し、発注者の指示を受けなければならない。